

糸島市放課後子ども広場モデル事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民団体が小学校施設等において放課後等に子どもの居場所づくりに資する活動（以下「広場活動」という。）をモデル的に実施する事業に対し、市が予算の範囲内で交付する糸島市放課後子ども広場モデル事業補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小学校施設等 糸島市立小学校、糸島市コミュニティセンター及びその他小学校に近接する公共施設をいう。
- (2) 放課後等 平日及び土曜日の放課後並びに授業がない土曜日をいう。
- (3) 子どもの居場所 児童が気軽に立ち寄ることができ、複数人の友達とともに遊びや学びを通じて安全に過ごすことができる場所
- (4) 市民団体 NPO、ボランティア団体その他の団体

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となるものは、次の各号のいずれにも該当する市民団体とする。

- (1) 市内に主たる事務所又は活動拠点を有するもの
- (2) 原則として広場活動の実績があるもの
- (3) 3人以上で構成されているもの
- (4) 構成員の過半数が市内に住所を有する者又は市内に勤務し、若しくは在学する者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは対象としない。

- (1) 宗教活動、政治活動及び営利活動を行うもの
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年の法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であるもの
- (3) 構成員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるもの
- (4) 構成員が、暴力団及び暴力団員と密接な関係を有するもの
- (5) その他市長が適当でないと認めるもの

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市民団体が実施する広場活動に係る事業であり、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 広場活動を主体的に実施する事業
- (2) 学校関係者、保護者、ボランティア団体、その他の市民及び団体等と連携して実施する事業

- (3) 参加費が原則として無料の事業（ただし、個人が加入する損害保険等の料金の徴収を除く。）
 - (4) 原則として年間15回以上広場活動を実施する事業
 - (5) 1回の広場活動への想定参加児童数が30人以上の事業
 - (6) 1回の広場活動の開催時間が、原則として90分以上の事業
 - (7) 当日のスタッフを5人以上配置する事業
 - (8) 小学校施設を利用して実施する場合は、小学校と協議の上、小学校長の許可を得て行う事業
 - (9) その他の公共施設を利用して実施する場合は、それぞれの施設の設置条例及び施行規則に基づき利用の許可を得て実施する事業
 - (10) 児童の参加に当たり、保護者の承諾を得る事業
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。
- (1) 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
 - (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある事業
 - (3) 市から他の補助金等の交付を受けた事業又は交付を受けることが決定している事業
 - (4) その他市長が適当でないと認める事業
(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業に直接要する経費で、次に掲げるものとする。

- (1) 報償費
- (2) 旅費
- (3) 需要費（ただし、食糧費は除く。）
- (4) 役務費
- (5) 使用料及び賃借料
- (6) その他市長が必要と認める経費
(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の定める範囲内とし、1事業当たりの限度額は30万円とする。

- 2 補助金の額は、1,000円単位とし、1,000円未満の額は切り捨てるものとする。
- 3 補助対象経費に対する補助率は、10/10以内とする。
- 4 補助金の交付の対象となる期間は、市の会計年度とする。

(補助金の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする市民団体（以下「申請者」という。）は、糸島市放課後子ども広場モデル事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え

て、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 団体概要書及び構成員名簿（氏名、氏名のふりがな、住所、生年月日、役割を記載したもの）
- (4) その他市長が必要と認める書類
（審査）

第8条 市長は、前条の規定により申請書の提出を受けたときは、書類審査を行うものとする。

2 市長は、申請者に対して、申請書の提案内容に関する聴き取りを行うことができる。

3 申請者は、前項の規定により申請内容に関する聴取を受けたときは、それに対して誠実に応え、明快な説明を行わなければならない。

（補助金の交付決定）

第9条 市長は、補助金の交付の可否を決定し、糸島市放課後子ども広場モデル事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付決定をするときは、必要な条件を付することができる。

3 第1項の規定により補助金の交付決定を受けた市民団体（以下「補助事業者」という。）は、前項の規定により付された条件に従わなければならない。

（補助金の請求）

第10条 補助事業者は、糸島市放課後子ども広場モデル事業補助金請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第11条 市長は、前条の規定による請求書の提出を受けたときは、補助事業者に対し、第9条の規定により交付決定した補助金額の9割（1,000円未満の端数が出る場合は、切り捨てる。）を速やかに交付するものとする。

2 市長は、第14条第1項に規定する補助金の額の確定を行った後に、この確定額と前項により交付した補助金額との差額を速やかに交付する。

3 第14条第1項において確定した補助金の額が、第1項で交付した補助金の額を下回る場合には、補助事業者は、市長が定める日までにその差額を市に返還しなければならない。

（補助事業の変更等）

第12条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）を変更し、又は中止しようとするときは、糸島市放課後子ども広場モデル事業変更・中止承認申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更の場合を除く。

- (1) 事業計画書（変更の場合に限る。）

- (2) 収支予算書（変更の場合に限る。）
 - (3) その他事業の変更又は中止を説明するための書類
- 2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査のうえ、補助事業の変更又は中止の承認の可否を決定し、糸島市放課後子ども広場モデル事業変更・中止承認決定通知書（様式第5号）により補助事業者へ通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による決定をするときは、必要な条件を付することができる。
- 4 補助事業者は、前項の規定により付された条件に従わなければならない。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、補助事業を完了し、又は中止したときは、速やかに糸島市放課後子ども広場モデル事業補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長へ提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助事業に係る領収書の写し
- (4) 補助事業に係るチラシ、リーフレット、写真等
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第14条 市長は、前条の規定による実績報告後、内容を審査し補助金の額を確定したときは、糸島市放課後子ども広場モデル事業補助金交付額確定通知書（様式第7号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付の取消し等）

第15条 市長は、補助金の交付決定を通知し、又は補助金を交付した後において、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 第12条第2項の規定による補助事業の変更又は中止の承認を決定したとき。
- (2) 虚偽の申請をしたとき。
- (3) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (4) その他この要綱に違反したとき。

（庶務）

第16条 この補助金に関する事務は、人権福祉部子ども課において処理する。

（補則）

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。